

2024年4月1日
株式会社 A D E K A

一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）への参加について

株式会社 A D E K A（代表取締役社長兼社長執行役員：城詰 秀尊、本社：東京都荒川区）は、4月1日に、一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）（※1）に正会員として加盟しました。

JaCERは「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した非司法的な苦情処理プラットフォームである「対話救済プラットフォーム」を提供しており、国際行動規範や各国の国内規範などへの違反ならびに違反が疑われる案件について「対話救済プラットフォーム」を通じて苦情・通報を受け付け、専門的な立場から会員企業の苦情処理の支援・推進を目指す組織です。

当社は、これまでグループ従業員向けの内部通報窓口を設置し、法令、「ADEKAグループ行動憲章」、社内規程等への違反行為、不正行為に加え、人事・労務関連の問題やハラスメント等に対する苦情や相談、通報等を受け付け対応してきましたが、JaCERが提供する「対話救済プラットフォーム」を活用することで、グループ従業員以外の幅広いステークホルダーからの苦情・通報を受け付ける体制を整え、当社のサプライチェーン全体での人権尊重の取り組み強化が可能になります。独立した第三者である同機構が運営するプラットフォームを通じて、苦情を受け付けることで、苦情処理の公平性・公正性・透明性を担保し、人権に与える負の影響の早期特定を図ります。

【ADEKAグループ人権方針と取り組み】

当社グループでは、世界人権宣言、国連グローバル・コンパクトなどの国際規範や「ADEKAグループ行動憲章」に基づき、人権に関する当社グループの基本的な考え方を「ADEKAグループ人権方針」（※2）として定めています。

本方針に基づき、苦情処理メカニズムの強化を図り、当社グループは引き続き、企業活動のあらゆる場面において関係する全ての人々の人権を尊重し、企業としての責務を果たすとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

※1 一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）
<https://jacer-bhr.org/index.html>

※2 ADEKAグループ人権方針
https://www.adeka.co.jp/csr/human_right.html

以上

■本リリースについてのお問い合わせ先

株式会社 A D E K A 法務・広報部 総務・広報グループ

Tel:03-4455-2803/E-mail: somu@adeka.co.jp